



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名）

ページ

○ 告示

686	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）	1
687	〃	（〃）	1
688	一般競争入札による落札者の決定	（医務課）	1
689	保安林の指定の解除	（森林整備課）	2
690	〃	（〃）	2
691	道路の供用開始	（道路保全課）	2
692	〃	（〃）	3
693	道路の区域変更	（〃）	3

○ 選挙管理委員会告示

*94	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正	3
-----	--	---

告 示

和歌山県告示第686号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
敬愛訪問看護ステーション和歌山	和歌山市松島552番地1号	株式会社橋善	令和 7. 8. 1

和歌山県告示第687号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション孔雀	橋本市城山台2-11-4	ワイズプランニング株式会社	令和 7. 8. 1

和歌山県告示第688号

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和7年度から令和9年度まで）について、一般競争入

札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年8月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和7年度から令和9年度まで） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
クリーン興商株式会社
和歌山県有田郡有田川町大字小島433番地の5
- 5 落札金額
59,163,812円（うち消費税及び地方消費税の額5,378,528円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年6月24日

和歌山県告示第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年8月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字横手389の1
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年8月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字牛屋谷914の184
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第691号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月26日

道路の種類 県道
路線名 御坊中津線
供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字梶屋ノ元2856番1地先から同町大字山野字分木前18番1地先
まで
供用開始の期日 令和7年8月26日

和歌山県告示第692号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
令和7年8月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道
路線名 井関御坊線
供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字岩ノ谷1番3地先から同町大字萩原字柳谷1850番1地先まで
供用開始の期日 令和7年8月26日

和歌山県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
令和7年8月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 高田相賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市相賀字式畝鉢1013番1地先から同市相賀字番峪1084番1地先まで	旧	9.40 ㄥ 28.70	1458.25	
同上	新	9.40 ㄥ 28.70	1458.25	
同上	新	9.37 ㄥ 96.70	1135.60	（仮称）相賀トンネル L=735.00

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第94号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のよ

うに改正する。

令和7年8月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

第2項の表中

「 御坊日高老人福祉施設事務組 合立特別養護老人ホーム と き わ 寮 梅 の 里 社会福祉法人清英会介護老人 福祉施設 虹	日高郡みなべ町滝437番地 日高郡みなべ町埴田1450-1	を
「 御坊日高老人福祉施設事務組 合立特別養護老人ホーム と き わ 寮 梅 の 里	日高郡みなべ町滝437番地	に改める。